

福島市 農政だより

編集・発行
 福島市五老内町3番1号
 福島市農政部農業企画課
 発行責任者
 農政部長 熊坂 淳一

令和3年度福島市農業賞＝3組の皆様の受賞が決定しました！

令和3年度の福島市農業賞は、「農業賞・園芸部門」で菱沼喜雄様、友子様ご夫妻、「農業奨励賞・次世代農業者部門」で今野拓也様、麻末様ご夫妻、「農業奨励賞・地域活性化部門」で東湯野ふるさと保全組合KA-KA-SHI組(かかしぐみ)様にそれぞれ決まりました。

○農業賞 園芸部門 菱沼喜雄様・友子様 ご夫妻

40年以上の長年にわたり、専業農家として果樹(もも、りんご)を中心に農業に従事し、多品種の均等栽培による危険分散、ももからりんごへのリレー販売による作業の効率化、経費削減により高所得化を図るなど、意欲的に農業経営に取り組まれています。また、令和元年よりJAふくしま未来もも専門部会長に就任し、栽培技術の指導や、販売PR活動にも大きく寄与されています。

○農業奨励賞 次世代農業者部門 今野拓也様・麻末様 ご夫妻

東日本大震災を機に福島に戻り、祖父母が引退し耕作放棄地になりかけた畑を引き継ぎ独立就農。自動灌水システムや環境制御システムの導入など先進技術をいち早く取入れ、安定した農業経営に取り組まれています。また新規就農者の研修を受け入れるなど後輩の育成にも積極的で、将来の道筋をしっかりと描きながら農業を行う姿勢は、若い農業者の良い見本となっています。

○農業奨励賞 地域活性化部門 東湯野ふるさと保全組合KA-KA-SHI組 様

地域の高齢化が進む中、農業を通じ地域の活性化に取り組もうと東湯野の中堅若手農家により立ち上げられた組織で、地域農業のブランディング、耕作放棄地の解消、新規就農者のサポートを3つの柱として活動しており、地域の未来を見据え地域に密着した活動は、地域の活性化に大きく寄与されています。



市長メッセージチラシ掲載 生産者 大募集!

次年度も福島市産農産物の安全安心をPRするチラシを作成する予定です。生産者の顔写真を掲載しておりますが、次回作成のチラシに出てみたい生産者を大募集します。

- 1 撮影時期：令和4年4月上旬
- 2 撮影人数：6名程度 ※ご夫婦や団体での応募も可能です。
- 3 応募方法：QRコードを読み取りのうえご応募いただくか、下記〈問合せ先〉へお電話ください。
お電話の場合は、折り返しファクスにて応募用紙をお送りしますので、ご記入のうえご返信ください。
- 4 応募締切：令和4年2月28日(月)
- 5 その他：応募多数の場合には、生産品目や性別、年齢に応じて撮影依頼をいたします。



応募用 QRコード



〈問合せ先〉 農業振興課 販売促進係 電話(529)7663/FAX(533)2725

市長メッセージチラシ

ため池ハザードマップを公表しました!

福島市では、市内にある農業用ため池のうち、下流側に家屋や公共施設等があり、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある38箇所を防災重点ため池として選定し、市民の皆さまの迅速な避難行動に役立てていただくため、ため池ハザードマップを地区(方部)ごとに作成し、10月下旬に該当地区の皆さまに配布しました。

防災重点ため池の位置と浸水想定区域を確認いただき、大きな地震や大雨により万が一決壊した事態に備えて、迅速な避難行動が取れるよう心がけ、災害への備えや地域における防災活動にご活用ください。

ため池のハザードマップはこちらのQRコードから



〈問合せ先〉 農林整備課 管理係 電話 (525)3728



セミナー開催「魅力的な商品づくりと売れる販売促進」

生産された農畜産物や6次化商品を、より魅力的で売れる商品にするための商品化のポイントと、SNSを活用した情報発信やオンライン上での販売促進のヒントを掘みましょう。

興味のある方はぜひご参加ください♪

- 1 日 時 令和4年2月16日(水) 14時00分～16時00分
- 2 場 所 福島市アクティブシアセンター・アオウゼ 大活動室2、3
- 3 講 師 福島県よろず支援拠点コーディネーター
水野谷 梯子 氏
- 4 対 象 どなたでも(先着30名)
- 5 料 金 無料
- 6 申 込 み 令和4年2月4日(金)までに、QRコードを読み取り、福島市ホームページ内申込書をご記入のうえファクスでお送りいただくか、申込フォームよりお申込みください。
- 7 そ の 他 新型コロナウイルスの感染状況により内容変更・中止となる場合もあります。

応募用QRコード



〈問合せ先〉 農業振興課 販売促進係 電話(529)7663

ぜひご覧ください! 「GAP動画」公開中です!

福島市では、GAPの取組みや第三者認証GAP等について、短時間で楽しく学べる動画を作成しました。

動画は、GAPの概要に関する「普及啓発編」4種類と、具体的な取組み方法に関する「取組実践参考編」5種類の計9種類です。

1つの動画が5分程度となっているので、農作業の合間などにぜひご覧ください!

【普及啓発編】

- GAPとは
- GAPのメリット
- 認証取得の方法について
- GAPを取り巻く状況

【取組実践参考編】

- 食品安全編
- 環境保全編
- 労働安全編
- 人権保護編
- 農場経営管理編



動画はこちらのQRコードから



〈問合せ先〉 農業振興課 生産振興係 電話(525)7720

果樹剪定枝をまきストーブ等の燃料として提供しませんか?

福島市では、「果樹の剪定枝を引き取ってほしい!」という果樹生産者の方と、「ストーブ等の燃料として使用するまきを自分で調達したい!」という方それぞれに登録いただき、両者を仲介する「果樹剪定枝まきストーブ等マッチング事業」を実施しています。事業の対象者や手続きのおおまかな流れは、次のとおりです。ぜひご利用ください!

【果樹生産者(提供者)】 ※次の2つの要件を満たす方。

- ① 福島市内で果樹(モモ・リンゴ・ナシ・ブドウ・オウトウ等)を生産している方。
- ② 立木を伐採した状態または剪定した状態で保管している方。

【剪定枝を利用したい方(利用者)】 ※次の2つの要件を満たす方。

- ① まきストーブ利用者や、キャンプ場等においてたき火を行う方。
- ② 提供者の果樹園へ行き、伐採木を割る・剪定枝を切り揃えるなどの作業や、自家用車への積み込み・運搬を行うことができる方。



【事業のおおまかな流れ】

- ① 提供者と利用者は、市ホームページ(右のQRコード)または、JA各営農センター等に備付けのチラシ(申込書)から利用登録します。
- ② 福島市において、提供者と利用者を5名程度にグループ分けし、相手のリストを提供します。
- ③ 利用者は提供者に連絡し、希望する剪定枝の大きさや量、果樹園において実施可能な作業を伝え、お互いの条件が合致する場合は、受け渡しの日時を調整します。



【申込み締切】 令和4年1月26日(水)まで

〈問合せ先〉 農業振興課 生産振興係 電話(525)7720

令和3年産米のモニタリング(抽出検査)の結果について

令和3年産米を対象に福島県が実施したモニタリング(抽出検査)について、福島市内では検査を行った旧市町村31区域、90地点全てで測定下限値(10Bq/kg)未満でしたのでお知らせします。



● 検査方法

旧市町村単位(31区域)でそれぞれ3点、計90地点(作付けのなかった土湯村を除く)の玄米を採取

● 検査結果公表時期(集荷等自粛解除時期)

令和3年9月24日～10月14日

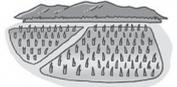
検体の提供や、結果公表まで出荷等の自粛にご協力いただきました生産者の皆さまにお礼申し上げます。

なお、福島市の米の安全・安心の確保のため、出荷の際は、米袋の中に異物(砂やほこり)が混入しないようご注意ください。ご協力をお願いします。

〈問合せ先〉 農業振興課 生産振興係 電話(525)7720

震災後新たに水稻・大豆を作付するほ場へのカリ質肥料散布について

「震災後作付していないほ場」で令和4年から作付を再開するほ場は、土壌中のカリ含有量が低い恐れがあるため、放射性物質の吸収抑制対策としてカリ質肥料の散布が必要となる場合があります。



震災後新たに水稻・大豆を作付するほ場がある方は、次のとおり手続きをお願いします。

なお、市内全域へのカリ質肥料の配布は終了しています。今後も稲わらのすき込みなど栽培基準等に沿った適切な施肥管理をお願いします。

○「水稻」について

2月に「震災後新たに作付するほ場」の作付意向調査の通知を、水稻作付者等にお送りしますので、該当する方はご提出ください。通知が届かない場合は、問合せ先までご連絡ください。

○「大豆」について

「震災後新たに作付するほ場」がある方については、3月未までに問合せ先までご連絡ください。

〈問合せ先〉 農業振興課 生産振興係 電話(525)7720

水路に雪を捨てないでください

側溝や水路に捨てられた雪は水路が詰まる原因になります。冬季は雪が溶けずに下流で詰まり、水路から水があふれ、周辺住宅に被害を及ぼす場合がありますので、水路には雪を捨てないでください。

〈問合せ先〉 農林整備課 管理係 電話(525)3728

家きん飼養者へのお願い ～鳥インフルエンザを防ぐためには！～

令和3年11月10日に、秋田県横手市にある養鶏場で今季国内で初となる高病原性の鳥インフルエンザが検出され、14万羽を超えるニワトリの殺処分が行われました。秋田県において、養鶏場での鳥インフルエンザの発生は初めてであり、今季は例年以上に警戒を強めていただきますようお願いいたします。

鳥インフルエンザが万が一発生してしまった場合は、飼養者はもちろん、周辺に深刻な被害を及ぼすことになりますので、下記のとおり管理の徹底をお願いします。

- ① 日常の観察を十分に行い、異常を発見した場合はすみやかに県北家畜保健衛生所へ通報してください。
(連絡先：県北家畜保健衛生所 024-531-1301)

- ・鶏の突然の死亡 ・元気消失、産卵率の低下
- ・肉冠 ・顔面等の腫れ ・呼吸器症状 (咳、くしゃみ等)
- ・神経症状 (うずくまり、首まがり等)
- ・消化器症状 (食欲・飲水欲の減退、下痢等)



お
願
い

- ② 防鳥ネット等により野鳥が鶏舎に入らないように注意するとともに、ネズミ、ハエ等の駆除を行ってください。
- ③ 野鳥が飛来する池や川の水を鶏等の飲水に利用しないでください。
- ④ 鶏舎の出入口には踏込消毒槽を設置し、人が出入りする際は靴底を消毒してください。
- ⑤ 鶏舎の定期的な清掃・消毒を行ってください。
- ⑥ 鳥類と触れ合った後は、手洗い及びうがいを行ってください。

野鳥における鳥インフルエンザについて

鳥インフルエンザは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、次の点にご注意ください。

- 野鳥に近づくのは、必要がなければ避けましょう。
- 死亡した野鳥などには、素手で触らないようにしてください。
- 野鳥や、野鳥のフン等に触れた場合は、石けんを使って手を洗い、うがいをすれば、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥のフンが靴の裏や車のタイヤにつくことにより、鳥インフルエンザが他の地域に運ばれるおそれがあるので、野鳥がいる場所に近づきすぎないようにしてください。
- 同じ場所でたくさんの野鳥が死んでいた場合等は、市や県にご連絡ください。

〈問合せ先〉 市…農業企画課 農業被害対策係 電話(525)3727
県…県北地方振興局 県民生活課 電話(521)2709



福島大学公式マスコット
キャラクター めばえちゃん

こんにちは、福島大学食農学類です**第8回『研究紹介と今後の抱負～福島市スマート農業の推進に向けて～』**

食農学類の生産環境科学コースで「スマート農業」を担当している窪田です。昨今のTVドラマ、CM等の影響でスマート農業は、農業関係者だけではなく一般的にも認知される機会が増えてきています。

2018年にTBSで放映されたテレビドラマ「下町ロケット」(原作：池井戸潤)では、広大な圃場に自動運転・ロボットトラクタが入っているイメージが先行すると思いますが、スマート農業は水田作に限らず、畑作、園芸作や畜産など農業のかたちに応じて多種多様な技術が用いられるデータ駆動型農業と考えられています。福島市の農産物は、まず、モモやブドウなどの果樹作が挙げられると思いますが、果樹作は、まだまだ人手に頼る作業がほとんどです。そこで当研究室では、果樹園を自動走行する作業アシストロボットの開発や生産者のノウハウを抽出するために視線データの計測を行うなど果樹作のスマート化に繋がる研究に取り組んでいます。

また、2021年11月からは、「福島市スマート農業検討会」が立ち上がり、私も委員の一人として活動しています。この検討会は、福島市の農業に適したスマート農業の在り方や普及に向けた環境作りなどについて生産者、研究機関、自治体が検討し、協力してスマート農業を推進するものとなっています。今後は、福島大学または福島市での活動を通して、福島市農業の省力化や高品質生産を実現するために研究・教育に邁進していく所存でありますので、今後ともよろしくお願ひします。



食農学類 窪田陽介 准教授

福島市の農家さん紹介

#01

今回は、福島市農業メンター事業を活用している「フレッシュ農家さん（新規就農者）」を紹介します！

？ 福島市農業メンター事業とは？

新規就農した「フレッシュ農家さん」の農業経営が定着できるよう、農業全般について気軽に相談できる地域の「センパイ農家さん」を紹介する制度です。

現在「センパイ農家さん」を募集中です！
新規就農者の営農定着にご協力いただける方は、農業企画課 農業担い手係 (525-3740) までご連絡ください。

※メンター役となつてくださる「センパイ農家さん」には、月額1万円を最長2年間交付します。

〈問合せ先〉 農業企画課
農政企画係 電話(525)3726

～「福島市農業メンター事業」を活用している農家さんを紹介します～

フレッシュ農家さん



Q：氏名

A：永山 一樹

Q：地区と作物

A：東部地区でネギとキュウリを栽培

Q：就農した時期、きっかけ、今後の目標

A：おいしい野菜づくりをしたいと思い、農業法人等を経て、令和3年4月に独立就農した。農業の担い手が少なくなっている今、地域の方々に応援していただいているので、期待に応えたい。また、無理のない範囲で、楽しく、健康的な農業をしていきたい。

センパイ農家さん



〈氏名〉 斎藤 和哉

〈地区と作物〉
東部地区でキュウリを栽培

〈永山さんへのアドバイス〉
農業経営をするうえで、「計画をたてること」、「データをとること」は、とても大切。今のデータが何年後かに役に立つ。自分次第でなんでもできる農業なので、息抜きをしながら、励んでほしい。

～公設地方卸売市場からのお知らせ～



出荷者の皆様へ

福島市公設地方卸売市場の1月から4月までの休業日は次のとおりです。なお、日曜日は3部とも休業日ですので、出荷される際にはご注意ください。

部 類	休業日
青果部	毎週水曜日、1月4日(火)、1月10日(月)、3月21日(月) ※ただし1月5日(火)、1月12日(火)、3月23日(火)は開場日
水産物部	毎週水曜日、1月4日(火)、1月10日(月)、2月11日(金)、3月21日(月)、4月29日(金) ※ただし1月5日(火)、1月12日(火)、2月9日(火)、3月23日(火)、4月27日(火)は開場日
花き部	毎週木曜日、1月4日(火)、1月15日(土)、1月29日(土)、2月12日(土)

〈問合せ先〉 市場管理課 電話(553)1213

～農業委員会からのお知らせ～

農業者年金がさらに便利に!!

ポイント 1

令和4年1月から
若い農業者のため保険料が引き下げられます

35歳未満で認定農業者に該当しないなど一定の要件を満たす方は、**月額1万円**から通常加入できます。

ポイント 2

令和4年4月から
受給開始時期の選択肢が広がります

農業者老齢年金（通常加入の方）は、65歳以上75歳未満の繰り下げ受給も選択できます。

ポイント 3

令和4年5月から
加入可能年齢が引き上げられます

農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、65歳まで（任意継続被保険者）加入できるようになります。



年金基金HP



農地の貸し借りが安心してできます

農業経営基盤強化促進法に基づき、農地を貸し借りする方法があります。この方法を利用すれば、契約期間満了後は確実に農地が返還されます。ぜひ、この機会に農地の有効利用をご検討ください。なお、申出の手続きは年に3回行っています。また、農地中間管理機構が仲介し、効率的に担い手に農地を集積する方法もあります。

詳しくは農業委員会事務局、地元農業委員または農地利用最適化推進委員までお気軽にお問い合わせください。

申出締切日	公告年月日
令和4年1月20日(火)	令和4年3月31日(木)
令和4年5月20日(金)	令和4年7月29日(金)
令和4年8月22日(月)	令和4年10月31日(月)

！忘れずに！

農地の生前一括贈与特例にかかる贈与税などの納税猶予の申告・届出について

贈与者又は受贈者が死亡した場合は贈与税免除届を、納税猶予の3年ごとの更新に該当する方は継続届を福島税務署及び福島県東北地方振興局に提出することになります。

継続届に該当する方は、福島税務署及び福島県東北地方振興局からの通知を持参して、2月末までに農業委員会事務局で、引き続き農業経営を行っている等の証明書に農業委員会会長の証明を受けてください。

〈問合せ先〉 農業委員会事務局 電話(525)3779

「農政だよりアンケート」にご協力ください

「福島市農政だより」について、読者の皆様からのご意見をお聞きしています。右のQRコードを読みとりのうえ、「農政だよりアンケート」にご協力ください。
〈問合せ先〉 農業企画課 農政企画係 電話(525)3726

